



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

- 電波法施行規則等の一部を改正する省令(総務一〇一)
- 特殊貨物船舶運送規則及び危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令(国土交通八五)

〔告 示〕

- 国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則を改正する件(総務四七三)
- 航空機局が送り及び受けけることができなければならない電波を定める等の件の一部を改正する件(同四七四)
- 衛星非常用位置指示無線標識の技術的条件を定める件の一部を改正する件(同四七五)
- 設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件(同四七六)
- 携帯用位置指示無線標識の技術的条件を定める件の一部を改正する件(同四七七)

- 労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件(厚生労働四三六)
- 平成十九年厚生労働省告示第五十三号の一部を改正する件(同四三七)
- 種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件(農林水産二五六〇)

- 出願公表後に名称変更がなされた件(同二五六一)
- 肥料の登録の有効期間を更新した件(同二五六二)

- 温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を公表する件の一部を改正する件(経済産業・環境二二)
- 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の規定に基づき、電気事業者ごとの特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数及び代替する係数を公表する件の一部を改正する件(同二二)

- 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づき、電気事業者ごとの調整後排出係数を公表する件の一部を改正する件(同二二)
- 液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示等の一部を改正する告示(国土交通一四四三)
- 低騒音型建設機械の指定に関する件(同二二)
- 排出ガス対策型建設機械の指定に関する件(同二二)

- 排出ガス対策型建設機械の指定に関する件(同二二)

〔官庁報告〕

官庁事項

裁判所職員健康管理安全管理規程の制定施行(最高裁判所)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更関係
地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、解散命令関係

会社その他

会社決算公告

労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件(厚生労働四三六)	二四〇
平成十九年厚生労働省告示第五十三号の一部を改正する件(同四三七)	二四〇
種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件(農林水産二五六〇)	二四〇
出願公表後に名称変更がなされた件(同二五六一)	二四〇
肥料の登録の有効期間を更新した件(同二五六二)	二四〇
温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を公表する件の一部を改正する件(経済産業・環境二二)	二二
特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の規定に基づき、電気事業者ごとの特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数及び代替する係数を公表する件の一部を改正する件(同二二)	二二
温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づき、電気事業者ごとの調整後排出係数を公表する件の一部を改正する件(同二二)	二二
液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示等の一部を改正する告示(国土交通一四四三)	二二
低騒音型建設機械の指定に関する件(同二二)	二二
排出ガス対策型建設機械の指定に関する件(同二二)	二二
官庁事項	
裁判所職員健康管理安全管理規程の制定施行(最高裁判所)	二七
〔公 告〕	
諸事項	
裁判所	
破産、免責、再生関係	二七
特殊法人等	
東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更関係	二五
地方公共団体	
教育職員免許状失効、行旅死亡人、解散命令関係	二六
会社その他	
会社決算公告	二〇

省 令

○総務省令第百一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十七日

総務大臣 山本 早苗

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第九項の表中「四〇六・〇二八MHz」の下に「四〇六・〇三二MHz」を加える。

第三十六条の二第二項第五号中「四〇六・〇二八MHz」の下に「四〇六・〇三二MHz」を加え、同項第六号中「四〇六・〇二八MHz」の下に「四〇六・〇三二MHz」を加える。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条 無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

□ 船舶自動識別装置 [S]

□ P2B ch 70

別表第二号第3の様式20の欄中

□ 船舶自動識別装置 [S]

□ F2B ch 70

□ F1D 156.025 - 156.5125 MHz, 156.5375 - 160.625 - 160.8875 MHz, 160.9125 及び 161.5 - 162.025 MHz

12.5W 及び 161.5 - 162.025 MHz 12.5kHz間隔の周波数 182波

□ F1D

156.025 - 156.5 MHz, 156.55 - 160.625 - 160.875 MHz, 160.925 - 及び 161.5 - 162.025 MHz 25kHz間隔の周波数 91波

12.5W

□ 衛星非常用位置指示無線標識 [N]

157.425 MHz, 160.9625 MHz

12.5W

157.425 MHz, 160.95 MHz

12.5W

□ 衛星非常用位置指示無線標識 [N]

5.0W □ G1B 406.025 MHz □ G1B 406.028 MHz □ G1B 406.031 MHz □ G1B 406.037 MHz □ G1B 406.04 MHz □ A3X 121.5 MHz 0.05W

□ 設備規則第45条の3の5に規定する無線設備 [E]

5.0W □ G1B 406.028 MHz □ G1B 406.037 MHz □ G1B 406.04 MHz □ A3X 121.5 MHz 0.05W

□ 設備規則第45条の3の5に規定する無線設備 [E]

5.0W □ G1B 406.028 MHz □ G1B 406.031 MHz □ G1B 406.037 MHz □ G1B 406.04 MHz □ A3X 121.5 MHz 0.05W

5.0W □ G1B 406.028 MHz □ G1B 406.031 MHz □ G1B 406.037 MHz □ G1B 406.04 MHz □ A3X 121.5 MHz 0.05W

5.0W □ G1B 406.028 MHz □ G1B 406.031 MHz □ G1B 406.037 MHz □ G1B 406.04 MHz □ A3X 121.5 MHz 0.05W

別表第二号の様式20の欄中 □ 406.025MHz □ 406.028MHz □ 406.031MHz □ 406.037MHz □ 406.04MHz □ 406.025MHz □ 406.028MHz □ 406.031MHz □ 406.037MHz □ 406.04MHz

□ 406.04MHz □ 406.025MHz □ 406.028MHz □ 406.031MHz □ 406.037MHz □ 406.04MHz

第三条 無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第七十八条の二第二項中「四〇六・〇二八MHz」の下に「四〇六・〇三二MHz」を加える。

（無線機器型式検定期限の一部改正） 第四条 無線機器型式検定期限（昭和三十六年郵政省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表船舶に施設する救命用の無線設備の機器の項条中の欄中「406.04MHz」を「406.031MHz」と改める。

（施行期日） この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

2 (無線局免許手続規則の一部改正に伴う経過措置)
 船舶局(特定船舶局を除く)及び船舶地球局の無線局事項書の様式並びに特定船舶局、遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く)及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式は、この省令による改正後の無線局免許手続規則別表第二号第三及び別表第二号の第三の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。
 (無線機器型式検定期則の一部改正に伴う経過措置)
 3 この省令の施行の際現に型式検定合格の効力を有する衛星非常用位置指示無線標識及び航空機用救命無線機の機器の型式は、この省令による改正後の検定期則の規定による型式検定に合格したものとみなす。

○国土交通省令第八十五号
 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十八条、第二十九条ノ四第三項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、特殊貨物船舶運送規則及び危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十八年十二月二十七日
 国土交通大臣臨時代理
 国務大臣 菅 義偉

特殊貨物船舶運送規則及び危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令
 (特殊貨物船舶運送規則の一部改正)
 第一条 特殊貨物船舶運送規則(昭和三十九年運輸省令第六十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十七条の二」に改める。
 第二十七条第一項中「場合には」の下に、「第十六条の三」を加え、同条第四項中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第八項中「き損」を「毀損」に、「再交付申請書」を「含水液状物質運搬船認定書再交付申請書」に改め、第二章第二節中同条の次に次の一条を加える。
 (乾燥粉状液状物質運搬船)
 第二十七条の二 乾燥し、かつ、粉末である状態の液状物質(以下「乾燥粉状液状物質」という。)をばら積みして運送する船舶であつて、地方運輸局長が乾燥粉状液状物質の乾燥した状態を維持するために必要な積付設備及び船倉を有していると認定したものに乾燥粉状液状物質の積み込みをばら積みして運送する場合には、第十六条の二から第十七条まで、第二十三条及び第二十五条の規定を適用しない。

2 前項の船舶に乾燥粉状液状物質をばら積みする場合には、前項の積付設備を用いて積載しなければならぬ。
 3 船舶所有者は、第一項の認定を受けようとするときは、乾燥粉状液状物質運搬船認定申請書(第十二号様式)に次に掲げる書類を添えて、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長に申請しなければならない。
 一 一般配置図
 二 船体中央横断面図
 三 積付設備及び船倉に関する書類

4 地方運輸局長は、第一項の認定を行ったときは、乾燥粉状液状物質運搬船認定書(第十三号様式)以下この条において「認定書」という。)を申請者に交付する。
 5 第一項の認定を受けた船舶の所有者は、当該船舶について同項の要件に係る事項又は認定書に記載された事項に変更を生じた場合には、すみやかに、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長に変更した事項を書面で届け出なければならない。
 6 地方運輸局長は、前項の届出があつた場合その他必要があると認める場合には、当該認定を取り消し、又は認定書の記載を変更することができる。この場合において、認定の取り消し、又は認定書の記載の変更を行った地方運輸局長は、その旨を、認定書を交付した地方運輸局長に通知するものとする。

7 前項の規定により認定を取り消された船舶の所有者は、当該認定書を返納しなければならない。
 8 船舶所有者は、認定書を滅失し、又は毀損した場合には、乾燥粉状液状物質運搬船認定書再交付申請書(第十四号様式)を認定書を交付した地方運輸局長に提出し、その再交付を受けることができる。
 9 第一項の認定を受けた船舶の船長は、乾燥粉状液状物質をばら積みし、及び運送する間、認定書及び第三項各号に掲げる書類を船内に保管しておかなければならない。

第三十三条第八項中「第二十七条第一項」の下に「又は第二十七条の二第一項」を加える。

第十一号様式中「再交付申請書」を「含水液状物質運搬船認定書再交付申請書」に改め、同様の次に次の三様式を加える。
 第12号様式(第27条の2関係)
 乾燥粉状液状物質運搬船認定申請書

年 月 日
 船舶所有者の氏名
 又は名称及び住所
 印

積付設備及び船倉	船舶所有者の氏名 又は名称及び住所
船種及び船名	船主名
船主名	船主名

(注) 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。

